

水戸市で創業をお考えの方へ

～特定創業支援等事業のご案内～

水戸市では、産業競争力強化法に基づき、国から創業支援等事業計画の認定を受け、創業を目指す方々が起業・創業しやすくなるような創業支援の取り組みを推進しています。

1. 特定創業支援等事業について

創業支援等事業計画に掲げる事業の中で、特に「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を全て学べる継続的な支援事業を「特定創業支援等事業」と位置付けています。

この事業に位置付けられたセミナー等の支援を受けた者は、以下①～④のメリットを受けることができます。(①～③については、水戸市から証明書の発行を受ける必要があります)※詳細は裏面

2. 特定創業支援等事業の支援を受けたことによるメリット

メリット① 登録免許税の軽減 ※令和9年3月31日まで適用

水戸市で会社※1を設立する場合、登記にかかる登録免許税が軽減※2されます。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 資本金額の0.7%の登録免許税が、0.35%に軽減(最低税額の場合、株式会社設立は15万円→7.5万円、合同会社設立は6万円→3万円)

○対象:創業を行おうとする者、創業後5年未満の者

(会社の代表者となって会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。)

※ 会社設立後の者が組織変更を行う場合の登記については対象外

メリット② 創業関連保証の特例 (信用保証協会)

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用できます。

(通常は、事業開始の2か月前から利用が可能)

○対象:創業を行おうとする者

メリット③ 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ (日本政策金融公庫)

水戸市で創業をする場合、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用できます。

○対象:市内で創業を行おうとする者又は創業を行った者

メリット④ 水戸市創業期支援補助金の活用 (水戸市)

水戸市で創業をする場合、創業後の事業継続に係る活動(HPや販売促進品の作成、広告掲載等)に対して支援を行う同補助金を利用できます。

○対象:創業後5年未満かつ市内に事務所や店舗等(法人にあっては本店)を開設している者

3. 証明書の発行手続きについて

①～③のメリットを受けるためには、【認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書】が必要となりますので、必要事項を記入の上、水戸市商工課へご提出ください。

→申請書のダウンロードはこちらから（右記 QR コードよりアクセスできます）

（<https://www.city.mito.lg.jp/site/mito-sougyou/79496.html>）



※証明書の即日発行は出来ませんので、ご申請の際は余裕をもってご提出ください。

○対象：水戸市創業支援等事業計画に位置付けた特定創業支援等事業による支援を受けた者で、

・創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）

・創業後5年未満の者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人）

4. 水戸市における創業支援等事業

事業名（特定創業支援等事業には★）	実施事業者	連絡先TEL
ワンストップ相談窓口	水戸市	029-232-9185 (商工課)
まちなか空き店舗対策事業		
中心市街地店舗、事務所等開設促進事業		
★みと創業支援塾	(一財)水戸市商業・駐車場公社	029-257-6656
★伴走型創業スクール		
中小企業診断士による創業・経営無料相談		
コワーキングスペース水戸ワグテイル		
★起業・スタートアップセミナー	水戸商工会議所	029-224-3315
★中小企業診断士による経営・創業無料相談会	(一社)茨城県中小企業診断士協会	0299-56-4301
★創業・スタートアップ・セミナー		
専門家派遣		
★相談窓口	茨城県信用保証協会	029-224-7865
★相談窓口・インキュベーション施設「夢ぷらざ」	水戸信用金庫	029-222-3305 (経営支援部)
★相談窓口	日本政策金融公庫水戸支店	029-221-7137 (国民生活事業)
★ビジネスプランコンテスト・相談会	株式会社常陽銀行	029-300-2961 (コンサルティング営業部)

※支援事業の詳細、申し込みなどについては、各実施事業者へお問い合わせください。